

「斜面の点検者に対する安全教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
Tel (099)257-9211 Fax (099)257-9214

斜面の掘削作業を伴う工事において、発注者、設計者及び施工者が斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するなどにより、斜面崩壊による労働災害を防止するための事項を示した「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(平成27年6月29日付け)が策定されました。

この教育は、設計者、施工者等が実施する斜面の点検が適切に実施されるよう、その点検者として指名される者に対して、「同ガイドライン」及び「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」に基づき、必要な知識を付与するためのものです。

1 教育対象者

(1) 設計者

- ・ 斜面の設計に従事する者

(2) 施工者

- ・ 元方事業者となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長等
- ・ 関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は監視担当者等

(3) その他

- ・ 斜面の点検を行う調査者

2 開催日時及び会場 (途中休憩含む)

日時		会場
令和3年 4月 2日(金)	12:45~ 17:10	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
令和3年 4月13日(火)	10:00~ 15:30	種子島建設会館 (西之表市鴨女町209の1)
令和3年 8月 4日(水)	10:00~ 15:30	出水建設会館 (出水市緑町34-2)
令和3年10月 4日(月)	12:45~ 17:10	鹿児島県建設センター
令和4年 1月14日(金)		

3 教育科目及び時間

教育科目	時間	講師
ガイドラインの趣旨・目的 [注]	15分	当支部 専属講師
斜面掘削工事での労働災害発生状況	0.5時間	
斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止	0.5時間	
点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例	1.5時間	
点検結果に基づく措置	1.0時間	
関係法令	0.5時間	

合 計	4時間15分	
-----	--------	--

[注] 本科目は、建災防独自のものです。

4 受講料、テキスト代

- ・ 受講料は、6,300円です。
- ・ テキスト代は、2,100円です。
- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代は当支部負担のため受講料のみとなります。

5 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留をお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

（ 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 ）

(2) 「種子島建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 種子島分会 （鹿児島県建設業協会 種子島支部）

（ 〒891-3116 西之表市鴨女町209の1 電話 0997-22-0935 ）

又は

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(3) 「出水建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 出水分会 （鹿児島県建設業協会 出水支部）

（ 〒899-0201 出水市緑町34-2 電話 0996-62-0565 ）

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

7 募集定員

- ・ 35名（諸般の事情でこれより少なくする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付等

本教育修了者には、「斜面の点検者に対する安全教育修了証」を交付します。